

**第3次匠瑛市地域福祉計画及び地域福祉活動計画
第1回協議会 議事録**

日 時：令和6年11月6日(水) 13:30~14:40

場 所：匠瑛市市民ふれあいセンター 2階 第三会議室

【参加者】

- ・ 策定委員：別紙委員名簿の通り
- ・ 匠瑛市福祉課：菊間課長、高橋主幹
- ・ 匠瑛市社会福祉協議会：塚本事務局長、熱田主任主事
- ・ (株)ちばぎん総合研究所（以下、CRI）：久山・檀谷

【会議次第】

1. 開会
2. 委嘱書交付
3. 市長あいさつ
4. 委員自己紹介
5. 正副会長選出
6. 議事
 - (1) 計画策定に係る市民アンケート調査の実施について
 - (2) 地域福祉計画および地域福祉活動計画の概要・骨子案について
 - (3) その他
7. 閉会

【議事要旨】

1. 開会
 - ・ 事務局より開会のあいさつ
2. 委嘱状の交付
 - ・ 宮内市長より策定委員へ委嘱状の交付
 - ・ 3名の委員欠席説明
3. 市長あいさつ
 - ・ 宮内市長よりあいさつ
4. 委員自己紹介

- ・ 各委員及び事務局より自己紹介

5. 正副会長選出

- ・ 会長に A 委員を任命 副会長について別途諮る旨説明
- ・ 宮内市長は所用につき退席

6. 議題

(1) 計画策定に係る市民アンケート調査について

(2) 地域福祉計画および地域福祉活動計画の概要・骨子案について

- ・ 骨子案に基づき、事務局より説明
- ・ B 委員到着後、副会長については B 委員を任命

【質疑応答】

- ・ (会長) 前期計画からの大きな変更として、第 5 章に成年後見制度利用促進基本計画、第 6 章に再犯防止推進計画を内包する点がある。第 5 章の成年後見制度利用促進計画については、福祉課および社協が中心となって進めていくことになると思うが、何か説明はあるか。
- ・ → (塚本事務局長) 成年後見については、現在地域包括支援センターが中心的に担っており、高齢者支援課が中心となっている。国の方針に則り中核機関の設置を目指しているが、対応が遅れている状況。
- ・ 令和 7 年 4 月より、市社協に中核機関の一部機能を委託したいという話がきている。昨年 10 月時点で、市内での 24 年間の成年後見件数は 89 件ほどであり、年間の件数としては非常に少ないものの、裁判所申立前のさまざまな相談対応や広報事業を社協で担ってほしいとのことだった。
- ・ 権利擁護関係の窓口については、さまざまところでテーマになっており、全てを一本にまとめられるというわけではないが、市長申立を中心に、関連する業務など幅を広げて携わっていきたい。
- ・ 現在、県社協の受託事業で「すまいる」という権利擁護事業を行っている。ニーズはますます高まっていくと思われるので、まだ具体的な形は見えないところもあるが、今後の対応について検討を進めていきたい。
- ・ → (C 委員) 法人後見の件数は現在 0 件という報告を受けている。高齢者支援課が窓口を委譲したという経緯は聞いているが、高齢者支援課と社協の取り組みが重複しているように思う。高齢者支援課の取組がなく、市が社協の後を追いかけているような印象。予算的には高齢者支援課の方があると思うので、今後窓口の一本化をしなければ、今までと同様の状況になりかねないのではという懸念がある。
- ・ → (塚本事務局長) 市民にわかりやすいように、相談窓口は社協であると広報したい。

- ・ 法人後見を社協で行っており、裁判所の申立件数は現在までの累計で 3 件となっている。現在は案件を抱えているわけではないが、半年ほど前にも相談を頂いている。「すまいる」利用者の機能がますます落ちてきたとき、法人後見での対応が考えられるものの、実際は親族が司法書士や弁護士など専門職の方に相談するケースが圧倒的に多い。
- ・ 市での市長申立の件数は 5 件程度と聞いているが、うち 3 件は社協が対応を行った。
- ・ 機能的には、広報や相談対応に加え、マッチング・裁判所への申立という非常に細かい作業があるが、この部分は市からの委託業務の範囲には含まれておらず、包括支援センターの方で対応する想定と聞いている。また、市民後見人の育成（フォローアップ研修）については東総権利擁護ネットワークに委託しているとのこと。市民後見を実施した際のフォローアップ事業については、市が直接対応すると聞いている。
- ・ 何度か打合せを行い、一次的な相談を社協で請け負ったとして、どのように連携すべきかを検討している。さまざまなチャンネルがあって良いと思うが、市長申立に絞って考えるなら、やはり社協などが広報・相談窓口を担っていきたい。
- ・ →（会長）介護保険利用者やケアマネージャーからの相談については、高齢者支援課が関わらざるを得ないこともあるものの、家族からは社協の方が家族は社協の方が相談先としてイメージしやすいのではと思う。その他、ご意見があれば伺いたい。
- ・ →（D 委員）成年後見相談に関する相談を受ける際、身寄りの問題が大きいと感じている。身寄りがなく申立ができず、市長申立となると現実的にハードルが高い。また後見人がついたとしても、遠方に居住しているなど、ずっと見守りができるわけではないため、どう地域での生活を継続していくかという問題もある。後見人がついたから OK というわけではなく、申立と見守りをセットで考えていく必要がある。
- ・（E 委員）第 6 章の再犯防止については、保護観察所と保護司会から、計画に内包してほしいと市長に要望している。国でも仮釈放や保護観察となっている方の再犯率が高いことを問題視している。原因として、アンケート結果にもあるが、就労の機会不足や地域の理解不足に加え、家庭環境が関わっていることもある。地域の助け合いがないと再犯に繋がりがやすく、国も再犯防止を進める動きがある。本市においても、計画策定・取組推進をしていきたい。
- ・（D 委員）今回、地域福祉計画に内包するという点は素晴らしいと感じている。相談等を受ける中で感じるのは、障害者手帳を持たず、高齢者でもないとなると、支援を受けられる機関がなく、どのように就労支援をするかという課題がある。孤立を防ぐというのも大きなポイントである。
- ・ 仮釈放で出てきた場合は保護司がつくが、身寄りがいない人は満期で出てくることになる。その場合は保護司がつかず、出所した時点で孤立してしまうことになる。満期で出てきた人をどうするか考える必要がある。
- ・ 起訴猶予になり釈放された方や、罰金を支払えず労役場留置となった方をどうするかなども含めて検討できるとよいが、せめて誰がどう見守るかというところまで議論が

できるとよい。

- ・ 本気で取り組むのであれば、再犯者についても取り残さない、かなり素晴らしい充実したものになると思うので、期待はしたい。
- ・ →（会長）指摘があった部分については反映し、次回会議に向け計画策定を進めてもらいたい。

(3) その他

- ・ （C委員）事務局から説明もあったが、本来であればアンケート実施前に第一回会議を実施すべきだった。社協の認知度の問題があるので、アンケートの記載方法を工夫する必要がある。
- ・ 前回と同じように実施したと思うが、単に「地区社協」とすると、行政用語でなかなか理解しづらい。野栄地区の方に出す場合は「野栄地区社会福祉協議会」、椿海地区なら「椿海地区社会福祉協議会」としないといけない。自身も民生委員から社協に関わって29年になるが、入ってみて初めて地区社協というものを知った。
- ・ 地区社協は、ほとんど小学校区単位の区長をはじめ、大半の団体の方が入っている。アンケートの取り方で認知度・認識度が異なると思うので、今後またアンケートをすることを、次回はぜひそうしてもらいたい。
- ・ →（菊間課長）本来であればアンケート実施前に意見を頂くべきだったと認識している。入札の度重なる不調もあり、スケジュール的に厳しく、協議会を省いたという経緯がある。ご提言いただいたように、回収率についても到底高いとは言えないため、地区社協の力を借りつつ実施できると良いと考えている。次回以降には、そうしたご意見も含め検討していきたい。

7. 閉会

- ・ 事務局より、第一回協議会終了のあいさつを受け閉会

以上